

堺市立こどもリハビリテーションセンター 指定管理者の指定について（概要説明）

1 対象施設

センター名	住所	施設名	種別	建物	
				階層	竣工年月日
北こどもリハビリテーションセンター	西区上野芝町 2丁4番1号	第1もず園	医療型児童発達支援	地上2階	平成15年2月
		もず診療所	—	地下1階	
		第2もず園	福祉型児童発達支援	地上2階 地下1階	平成30年8月 (予定)
南こどもリハビリテーションセンター	南区城山台 5丁1番4号	第1つぼみ園	医療型児童発達支援	地上4階 地下1階	平成6年1月
		つぼみ診療所	—		
		第2つぼみ園	福祉型児童発達支援		

2 現在の指定管理者

堺市社会福祉事業団

※ 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

※ 前回の選定 非公募

3 選定方法

(1) 選定方法

非公募による。

(2) 非公募とする特別の事由

こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある子ども及びその疑いのある子どもの早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設である。子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。また、発達障害の子どもは環境の変化にとっても敏感であるため、障害児支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である。さらに、同センターは、診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担うことも必要である。

堺市社会福祉事業団は、当該施設を管理運営させるために平成6年に設立した社会福祉法人であり、法人設立以降、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担ってきた。就学前の障害児療育に特化した事業展開により、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、障害の種別や程度（重度、重複）に関係なく、毎日通園や分離保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。また、卒、退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、

密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている。

これらの点をふまえると、こどもリハビリテーションセンターの設置目的の実現のためには、堺市社会福祉事業団を指定管理者に指定し、これまでの同団体の業務の遂行により蓄積された知識やノウハウ、ネットワークを最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の実施に取り組むことが適切であると考えられる。以上のことから、次期指定管理者の選定について、公募は行わず、選定手続きを進めることとする。

4 申請要項等の骨子

(1) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

(2) 業務の概要

① 施設の管理運営に関する業務

・ 利用料金の收受、許認可の申請、施設の利用案内、利用者からの意見聴取、苦情対応など

② 児童発達支援センターに関する業務

- ・ 医療型児童発達支援：第1もず園（北リハ）・第1つぼみ園（南リハ）
- ・ 福祉型児童発達支援：第2もず園（北リハ）・第2つぼみ園（南リハ）
- ・ 診療所：もず診療所（北リハ）・つぼみ診療所（南リハ）
- ・ 保育所等訪問支援：（北リハ・南リハ）

《定員》

	南リハビリテーションセンター		北リハビリテーションセンター		えのきはいむ	合計
	第1つぼみ	第2つぼみ	第1もず	第2もず		
現行	40名	50名	30名	40名	60名	220名
H31～	30名	50名	20名	100名	閉園	200名

《既存の療育サービスの拡充》

ア 第2もず園において並行通園クラスの増加（5クラス（契約児数30名）増加）

イ 第1つぼみ・第1もず園で単独通園実施日の増加（週5クラスで1日→2日）

ウ 保育所等訪問支援事業の拡充

エ 相談支援事業の拡充

新たに「市として求める目標・水準等」で目標設定

③ 地域支援に関する業務

- ・ 相談支援事業（障害児相談支援・計画相談支援・基本相談支援）
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ センター利用にかかる相談支援

④ 施設等の維持管理に関する業務

- ・ 施設・設備等の適正な維持管理、備品等の管理、保守点検業務など

(3) 自主事業

施設の利用促進又はサービス向上のため、指定管理者の責任と費用負担で市の承認を得て実施

(4) 管理経費

指定管理料の積算額

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
698,600	706,500	714,500	722,600	730,700

《参考》

- 平成26年度から平成30年度までの指定管理料（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予算)
626,120	676,727	700,141	698,704	673,994

- 平成26年度から平成30年度までの利用料金収入（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予算)
448,769	480,424	464,270	466,282	461,320

(5) 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
①適正な管理運営の確保に関する目標	児童発達支援センター（4施設）延べ利用者数	年間延べ38,000人以上
	診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ26,720単位以上 (内訳(参考))
		理学療法 10,700単位
		作業療法 7,540単位 言語聴覚療法 8,480単位
保育所等訪問支援事業	年間延べ 370件以上	
	相談支援事業	年間延べ 1,500件以上
②利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケートにおける満足度 センターの利用 親子教室の利用	満足割合 各90%以上
③収支に関する目標	利用料金収入	年間430,000千円以上
	利用料金収入の総支出に占める割合	かつ 40%以上

5 選定手続

(1) 選定審査方法

- 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12第3項に規定する指定の要件を基本として、子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会において、申請書類の審査及び面接審査を実施
- 書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行い、選定委員全員の総合採点数を合算し、合計点数が満点の60%以上に達しなければならない。

(2) スケジュール

平成30年7月23日	第1回選定委員会
7月27日	申請要項等の配付
7月27日～8月7日	質問受付

8月17日	質問の回答
9月28日まで	申請書類受付
10月15日又は22日	第2回選定委員会（書類審査・面接審査）
11月上旬	選定結果通知
11月下旬	市議会への指定議案の提出
12月下旬	指定管理者の指定

平成31年4月1日	次期指定管理期間の開始
-----------	-------------